

水戸市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前（令和2年6月20日まで）	改正後（令和2年6月21日以降）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p> 第1節 卸売業者（第5条—第11条）</p> <p> 第2節 仲卸業者（第12条—第20条）</p> <p> 第3節 買受人（第21条—第25条）</p> <p> 第4節 関連事業者（第26条—第30条）</p> <p>第3章 売買取引及び決済方法（第31条—第60条）</p> <p>第3章の2 卸売の業務に係る物品の品質管理（第60条の2）</p> <p>第4章 市場施設の使用（第61条—第68条）</p> <p>第5章 雑則（第69条—第75条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、水戸市公設地方卸売市場条例（平成元年水戸市条例第12号。以下「条例」という。）第76条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （用語）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例の例による。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p> 第1節 卸売業者（第4条—第10条）</p> <p> 第2節 仲卸業者（第11条—第20条）</p> <p> 第3節 買受人（第21条—第25条の2）</p> <p> 第4節 関連事業者（第26条—第30条の2）</p> <p>第3章 売買取引、決済の方法等</p> <p> 第1節 法第13条第4項第1号に規定する業務の方法（第31条—第33条）</p> <p> 第2節 法第13条第4項第2号に規定する遵守事項（第34条—第36条）</p> <p> 第3節 その他の事項（第37条—第60条）</p> <p>第4章 市場施設の使用（第61条—第68条）</p> <p>第5章 雑則（第69条—第75条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、水戸市公設地方卸売市場条例（平成元年水戸市条例第12号。以下「条例」という。）第76条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （用語）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例の例による。</p>

(新設)

(臨時営業及び臨時休市の承認)

第3条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、休日に臨時に営業し、又は休日以外の日に臨時に休業しようとするときは、あらかじめ臨時営業(休業)承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(販売開始時刻等)

第4条 条例第6条第2項に規定する規則で定める販売開始時刻は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

期間	青果部	水産物部	花き部
4月から9月まで	午前6時30分	午前6時	午前10時
10月から翌年3月まで	午前7時	午前6時	午前10時

2 前項に規定する販売開始時刻は、電鈴等をもって知らせるものとする。

第2章 市場関係事業者
第1節 卸売業者

(新設)

(新設)

(取扱品目)

第2条の2 条例第4条第1項の規則で定める物品は、部類ごとに、次に掲げるものとする。

青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品以外の食料品及び飲料(アルコール飲料及び医薬部外品を除く。)、梱包資材並びに販促資材

水産物部 生鮮水産物及びその加工品以外の食料品及び飲料(アルコール飲料及び医薬部外品を除く。)、梱包資材並びに販促資材

(臨時営業及び臨時休業の届出)

第3条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、休日に臨時に営業し、又は休日以外の日に臨時に休業しようとするときは、あらかじめ臨時営業(休業)届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(削除)

第2章 市場関係事業者
第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第4条 条例第7条の規則で定める卸売業者の数は、部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果部 2以内

水産物部 2以内

花き部 1

(卸売の業務の許可の申請)

第4条の2 条例第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、卸売業務

(新設)

(誓約書の提出)

第5条 条例第7条の2に規定する誓約書は、誓約書(様式第2号)とする。

(保証金の額)

第6条 条例第9条第1項に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の表のとおりとする。

許可申請書(様式第1号の2)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 役員等の名簿及び市区町村長の発行する身分証明書(以下「身分証明書」という。)並びに代表者の履歴書及び印鑑証明書
- (3) 株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書類
- (4) 直近2年間の事業報告書
- (5) 市税の納税証明書
- (6) 事業開始の日以後2年間の事業計画書
- (7) 関係行政庁の許認可を必要とする業種については、その許認可証の写し
- (8) 条例第7条の2第2項第2号、第3号及び第6号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(卸売業務許可証の交付等)

第4条の3 市長は、条例第7条の2第1項の許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に対して卸売業務許可証(様式第1号の3)を交付する。

2 卸売業者は、その資格を失ったときは、直ちに卸売業務許可証を市長に返還しなければならない。

(誓約書の提出)

第5条 条例第7条の2第3項(条例第17条第3項、第26条第3項及び第31条第3項において準用する場合を含む。)に規定する誓約書は、誓約書(様式第2号)とする。

(保証金の額)

第6条 条例第9条第1項に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の表のとおりとする。

部類	年間卸売金額	保証金の額	備考
青果部 及び水 産物部	200億円未満	100万円	年間卸売金額は、 前事業年度(4月 1日から翌年3 月31日まで)に ついて算出する ものとする。
	200億円以上 250億円未満	300万円	
	250億円以上 300億円未満	500万円	
	300億円以上	700万円	
花き部	20億円未満	100万円	
	20億円以上 30億円未満	150万円	
	30億円以上	200万円	

(新設)

(新設)

(せり人の登録又は登録更新等)

第7条 条例第13条第2項又は条例第14条第2項の規定により登録又は登録更新を受けようとするものは、せり人登録(登録更新)申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

部類	年間卸売金額	保証金の額	備考
青果部 及び水 産物部	200億円未満	100万円	年間卸売金額は、 前事業年度(4月 1日から翌年3 月31日まで)に ついて算出する ものとする。
	200億円以上 250億円未満	300万円	
	250億円以上 300億円未満	500万円	
	300億円以上	700万円	
花き部	20億円未満	100万円	
	20億円以上 30億円未満	150万円	
	30億円以上	200万円	

(事業の譲渡等)

第6条の2 条例第12条の3第1項又は第2項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める申請書に第4条の2各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 条例第12条の3第1項の認可 事業譲渡・譲受認可申請書(様式第2号の2)

(2) 条例第12条の3第2項の認可 合併認可申請書(様式第2号の3)

2 市長は、条例第12条の3第1項又は第2項の認可をしたときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める通知書により当該認可に係る申請をした者に通知するものとする。

(1) 条例第12条の3第1項の認可 事業譲渡・譲受認可決定通知書(様式第2号の4)

(2) 条例第12条の3第2項の認可 合併認可通知書(様式第2号の5)
(名称変更等の届出)

第6条の3 条例第12条の4(条例第24条、第29条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、名称変更等届出書(様式第2号の6)により行うものとする。

(せり人の登録、登録の更新等)

第7条 条例第13条第1項の登録又は条例第14条第1項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、せり人登録(登録更新)申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、登録更新の場合は、第4号に規定する写真のみとする。

- (1) 登録を受けようとするせり人の履歴書
- (2) 住民票の写し
- (3) せり人が条例第13条第3項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (4) 写真（書類提出日前90日以内に撮影したもので、脱帽、上半身、ライカ判）2枚
（新設）

2 市長は、条例第13条第2項の規定により登録を受けて知事に届け出たせり人に対し、せり人登録証（様式第4号）及びせり人章（様式第5号）を交付する。

3 せり人は、その資格を失ったときは、直ちにせり人登録証及びせり人章を市長に返還しなければならない。
（せり人の登録証等の再交付申請）

第8条 卸売業者は、せり人がせり人登録証又はせり人章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、卸売業者はその実費を弁償しなければならない。
（臨時せり人）

第9条 卸売業者は、せり人が傷病その他やむを得ない理由によりせりを行うことができなくなったときは、条例第13条第3項第1号、第2号、第4号及び第6号に該当しない者を選び、臨時せり人届出書（様式第6号）により市長に届け出て、臨時にせりを行わせることができる。
（卸売業者の記章等）

第10条 卸売業者の業務を執行する役員及び使用人は、市場内において卸売業者が定める記章及び帽子を着用しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する記章及び帽子を定めたとき、又は変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 登録を受けようとするせり人の履歴書
- (2) 身分証明書
- (3) せり人が条例第13条第3項第1号、第2号、第4号及び第6号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (4) 写真（書類提出日前90日以内に撮影したものに限る。）2枚
- (5) 登録の更新の場合にあつては、市場の業務に係る法令等に関する研修の受講を証する書面

2 市長は、条例第13条第1項の登録又は条例第14条第1項の登録の更新をしたときは、せり人登録（登録更新）決定通知書（様式第3号の2）により当該登録又は登録の更新に係る申請をした卸売業者に通知し、当該登録又は登録の更新を受けたせり人に対し、せり人登録証（様式第4号）及びせり人章（様式第5号）を交付するものとする。

3 せり人は、その資格を失ったときは、直ちにせり人登録証及びせり人章を市長に返還しなければならない。
（せり人の登録証等の再交付申請）

第8条 卸売業者は、せり人がせり人登録証又はせり人章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。

第9条及び第10条 削除

(事業報告書等の提出)

第11条 条例第15条の2の規定により提出する事業報告書及び取扱状況報告書は、茨城県卸売市場条例施行規則（昭和46年茨城県規則第80号）第14条に定めるところによるものとする。

第2節 仲卸業者

(新設)

(仲卸業務の許可)

第12条 条例第17条第1項の規定により仲卸しの業務の許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

- ア 履歴書
- イ 住民票の写し
- ウ 市区町村長の発行する身分証明書
- エ 資産調書
- オ 最近2年間の取扱実績
- カ 最近2年間の所得申告書（写し）
- キ 納税証明書（市町村民税及び固定資産税）
- ク 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書
- ケ 関係行政庁の許認可を必要とする業種については、その許認可証（写し）
- コ 条例第17条第2項第1号、第2号、第5号、第7号及び第8号に掲げる場合に該当しないことを誓約する書面
- サ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合

(削除)

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第11条 条例第16条の規定により規則で定める仲卸業者の数は、部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果部 6以内

水産物部 16以内

花き部 2以内

(仲卸しの業務の許可の申請)

第12条 条例第17条第1項の許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

- ア 履歴書
- イ 身分証明書
- ウ 印鑑証明書
- エ 資産調書
- オ 直近2年間の取扱実績
- カ 直近2年間の所得申告書（写し）
- キ 市税の納税証明書
- ク 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書
- ケ 関係行政庁の許認可を必要とする業種については、その許認可証（写し）
- コ 条例第17条第2項第1号、第2号、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- サ アからコまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合

ア 定款及び登記事項証明書

イ 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し及び市区町村長の発行する身分証明書

ウ 株主、出資者又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書類

エ 最近2年間の取扱実績

オ 最近2年間における貸借対照表、損益計算書及び財産目録

カ 納税証明書（市町村民税及び固定資産税）

キ 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書

ク 関係行政庁の許認可を必要とする業種については、その許認可証(写し)

ケ 条例第17条第2項第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる場合に該当しないことを誓約する書面

コ その他市長が必要と認める書類

(仲卸業務許可証の交付等)

第13条 市長は、条例第17条第1項の規定により仲卸しの業務の許可をしたときは、仲卸業務許可証（様式第8号）を交付する。

2 仲卸業者は、その資格を失ったときは、直ちに前項に規定する仲卸業務許可証を市長に返還しなければならない。

3 仲卸業者の誓約書については、第5条の規定を準用する。

(仲卸業者補助員の承認)

第14条 仲卸業者は、条例第17条第3項の規定により仲卸業者補助員の承認を受けようとするときは、仲卸業者補助員承認申請書（様式第9号）に住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(保証金の額)

第15条 条例第19条第1項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、仲卸業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する額とする。

2 前項に規定する保証金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(仲卸業者章等の交付等)

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員等の名簿及び身分証明書並びに代表者の履歴書及び印鑑証明書

ウ 株主、出資者又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書類

エ 直近2年間の取扱実績

オ 直近2年間における貸借対照表、損益計算書及び財産目録

カ 市税の納税証明書

キ 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書

ク 関係行政庁の許認可を必要とする業種については、その許認可証(写し)

ケ 条例第17条第2項第1号、第2号及び第5号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(仲卸業務許可証の交付等)

第13条 市長は、条例第17条第1項の規定により仲卸しの業務の許可をしたときは、仲卸業務許可証（様式第8号）を交付する。

2 仲卸業者は、その資格を失ったときは、直ちに仲卸業務許可証を市長に返還しなければならない。

(削除)

第14条 削除

(保証金の額)

第15条 条例第19条第1項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、仲卸業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する額とする。

2 前項に規定する保証金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(仲卸業者章等の交付等)

第 16 条 市長は、仲卸業者が前条に規定する保証金を預託したときは、仲卸業者章（様式第 10 号）及び帽子を交付する。

2 市長は、第 14 条の規定により仲卸業者補助員の承認をしたときは、仲卸業者補助員章（様式第 11 号）及び帽子を交付する。

3 仲卸業者及び仲卸業者補助員は、卸売に参加するときは、前 2 項に規定する仲卸業者章、仲卸業者補助員章及び帽子（以下「仲卸業者章等」という。）を着用しなければならない。

4 仲卸業者及び仲卸業者補助員は、仲卸業者章等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸業者及び仲卸業者補助員は、その実費を弁償しなければならない。

5 仲卸業者及び仲卸業者補助員は、その資格を失ったときは、直ちに仲卸業者章等を市長に返還しなければならない。
（卸売業者以外の者からの買入れ）

第 17 条 仲卸業者は、条例第 21 条ただし書に規定する承認を受けようとするときは、卸売業者以外の者からの買入れ承認申請書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 21 条ただし書に規定する承認は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 卸売業者が通常取引において仲卸業者の取扱品目の部類に属する物品の卸売をしていないとき。

(2) 卸売業者が通常取引において仲卸業者の取扱品目の部類に属する物品について、その仲卸業者の需要を十分に満たすことができないとき。

(3) 仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、通常取引における市場の卸売業者からの買入れでは、市場の卸売業者以外の者から買入れる場合より、当該仲卸業者にとって価格の面で著しく不利益となるとき。

3 条例第 21 条ただし書に規定する承認を受けた仲卸業者は、その承認に係る物品の販売を完了したときは、卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

第 16 条 市長は、仲卸業者が前条に規定する保証金を預託したときは、仲卸業者章（様式第 10 号）及び帽子（以下「仲卸業者章等」という。）を交付する。

2 仲卸業者は、卸売に参加するときは、仲卸業者章等を着用しなければならない。
(削除)

3 仲卸業者は、仲卸業者章等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。

4 仲卸業者は、その資格を失ったときは、直ちに仲卸業者章等を市長に返還しなければならない。

第 17 条及び第 18 条 削除

(仲卸業者の事業の譲渡し等)

第 18 条 条例第 22 条第 3 項に規定する認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第 22 条第 1 項に規定する認可を受けようとする者は、仲卸業者事業譲渡譲受認可申請書(様式第 14 号)とする。

(2) 条例第 22 条第 2 項に規定する認可を受けようとする者は、仲卸業者合併認可申請書(様式第 15 号)とする。

2 市長は、前項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し、譲受け又は合併を認可したときは、当該申請者に対して仲卸業務許可証を交付する。

3 第 1 項に規定する認可の申請については、第 12 条の規定を準用する。

(相続の認可の申請)

第 19 条 条例第 23 条第 1 項に規定する認可を受けようとする者は、仲卸業務相続認可申請書(様式第 16 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸しの業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書

(2) 申請者(その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人)の履歴書、住民票の写し及び市区町村長の発行する身分証明書

(3) 申請者が条例第 17 条第 2 項第 2 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、仲卸業務の相続を認可したときは、当該申請者に対して仲卸業務許可証を交付する。

(事業報告書等の提出)

第 20 条 条例第 25 条第 1 項に規定する事業報告書は、仲卸業者事業報告書(様式第 17 号)とする。

2 条例第 25 条第 2 項に規定する売上高報告書は、仲卸業者月間売上高報告書(様式第 18 号)とする。

(仲卸しの業務の相続)

第 19 条 条例第 23 条第 1 項に規定する認可を受けようとする者は、相続認可申請書(様式第 16 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸しの業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書

(2) 申請者(その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人)の履歴書、身分証明書及び印鑑証明書

(3) 申請者が条例第 17 条第 2 項第 2 号、第 7 号及び第 8 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第 23 条第 1 項の認可をしたときは、相続認可通知書(様式第 17 号)により当該認可に係る申請をした者に通知する。

(事業の譲渡等)

第 20 条 条例第 24 条において準用する条例第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める申請書に個人にあっては第 12 条第 1 号、法人にあっては同条第 2 号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 条例第 24 条において準用する条例第 12 条の 3 第 1 項の認可 事業譲渡・譲受認可申請書

第3節 買受人

(買受人の承認)

第21条 条例第26条第1項の規定により買受人の承認を受けようとする者は、買受人承認申請書(様式第19号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

ア 住民票の写し

イ 関係行政庁の許認可を必要とする業種については、その許認可証(写し)

ウ 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)

エ 条例第26条第3項第1号、第3号、第5号及び第6号に掲げる場合に該当しないことを誓約する書面

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合

ア 定款及び登記事項証明書

イ 関係行政庁の許認可を必要とする業種については、その許認可証(写し)

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)

オ 条例第26条第3項第1号、第3号、第5号及び第6号に掲げる場合に該当しないことを誓約する書面

(2) 条例第24条において準用する条例第12条の3第2項の認可 合併認可申請書

2 市長は、条例第24条において準用する条例第12条の3第1項又は第2項の認可をしたときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める通知書により当該認可に係る申請をした者に通知するものとする。

(1) 条例第24条において準用する条例第12条の3第1項の認可 事業譲渡・譲受認可通知書

(2) 条例第24条において準用する条例第12条の3第2項の認可 合併認可通知書

第3節 買受人

(買受人の承認の申請)

第21条 条例第26条第1項の承認を受けようとする者は、買受人承認申請書(様式第18号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

ア 第12条第1号アからケまでに掲げる書類

イ 条例第26条第2項第1号、第2号、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合

ア 第12条第2号アからクまでに掲げる書類

イ 条例第26条第2項第1号、第2号及び第5号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

カ その他市長が必要と認める書類

(買受人補助員の承認)

第22条 買受人は、条例第26条第2項の規定により買受人補助員の承認を受けようとするときは、買受人補助員承認申請書(様式第20号)に住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

第23条及び第24条 削除

(買受人承認書及び買受人章等の交付等)

第25条 市長は、条例第26条第1項の規定により買受人の承認をしたときは買受人承認書(様式第23号)、買受人章(様式第24号)及び帽子を交付する。

2 市長は、条例第26条第2項の規定により買受人補助員の承認をしたときは買受人補助員承認書(様式第27号)、買受人補助員章(様式第28号)及び帽子を交付する。

3 買受人の誓約書については、第5条の規定を準用する。

4 第16条第3項から第5項までの規定は、買受人及び買受人補助員について準用する。

第4節 関連事業者

(関連事業の種類)

第26条 条例第31条第1項第1号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

雑貨販売業

包装資材販売業

調理道具販売業

花き資材販売業

その他市場機能の充実に資するため市長が必要と認めるもの

2 条例第31条第1項第2号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

飲食業

金融業

その他市場の利用者に便益を提供するため市長が必要と認めるもの

第22条から第24条まで 削除

(買受人承認書及び買受人章等の交付等)

第25条 市長は、条例第26条第1項の規定により買受人の承認をしたときは買受人承認書(様式第23号)、買受人章(様式第24号)及び帽子を交付する。

2 第16条第2項から第4項までの規定は、買受人について準用する。この場合において、これらの規定中「仲卸業者章等」とあるのは、「第25条第1項に定める買受人承認書、買受人章及び帽子」と読み替えるものとする。

(削除)

(削除)

第4節 関連事業者

(関連事業者の業務の種類)

第26条 関連事業者の業務の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 飲食料品等の販売の業務その他市場機能の充実に資する業務であって次に掲げるもの

ア 飲食料品販売業

イ 各種商品販売業

ウ ア及びイに掲げるもののほか、飲食料品等の販売の業務その他市場機能の充実に資するため市長が必要と認める業務

(2) 市場の利用者の便益を提供する業務であって次に掲げるもの

ア 飲食業

イ 金融業

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市場の利用者の便益に提供するため市長が必要と認める業務

(関連事業者の許可)

第27条 条例第31条第1項の規定により許可を受けようとする者は、関連事業者許可申請書(様式第31号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可の申請については、第12条の規定を準用する。

(許可証の交付等)

第28条 市長は、前条の規定により関連事業の許可をしたときは、関連事業者許可証(様式第32号)を交付する。

2 関連事業者の誓約書及び許可証の返還については、第5条及び第13条第2項の規定を準用する。

(保証金の額)

第29条 条例第33条第1項に規定する関連事業者の預託すべき保証金の額は、関連事業者に係る市場施設の使用料の6倍に相当する額とする。

2 前項に規定する保証金については、第15条第2項の規定を準用する。

(相続及び事業報告書)

第30条 関連事業者の相続及び事業報告書については、第19条及び第20条第1項の規定を準用する。この場合において、第19条中「仲卸業務相続認可申請書」とあるのは「関連業務相続認可申請書」と、「第23条第1項」とあるのは「第36条」と、第20条第1項中「仲卸業者事業報告書」とあるのは「関連業者事業報告書」と、「第25条」とあるのは「第36条」と読み替えるものとする。

(関連事業者の許可の申請)

第27条 条例第31条第1項の許可を受けようとする者は、関連事業者許可申請書(様式第31号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

ア 第12条第1号アからケまでに掲げる書類

イ 条例第31条第2項第1号、第2号、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合

ア 第12条第2号アからクまでに掲げる書類

イ 条例第31条第2項第1号、第2号及び第5号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可証の交付等)

第28条 市長は、条例第31条第1項の許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に対して関連事業者許可証(様式第32号)を交付する。

2 関連事業者は、その資格を失ったときは、直ちに関連事業者許可証を市長に返還しなければならない。

(保証金の額)

第29条 条例第33条第1項に規定する関連事業者の預託すべき保証金の額は、関連事業者に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する額とする。

2 前項に規定する保証金については、第15条第2項の規定を準用する。

(事業の譲渡等)

第30条 条例第35条において準用する条例第12条の3第1項又は第2項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める申請書に個人にあっては第27条第1号、法人にあっては同条第2号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 条例第35条において準用する条例第12条の3第1項の認可 事業譲渡・譲受認可申請書

(新設)

第3章 売買取引及び決済方法

(新設)

(売買取引の方法)

第31条 条例第37条の2に規定する規則で定める売買取引の方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 販売の委託を受けた物品（以下「受託物品」という。）のうち売買取引の方法をせり売又は入札の方法によることとしているもの せり売又は入札の方法
- (2) 受託物品のうち指値（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）その他の条件のないもの 毎日の卸売予定数量のうち市長が品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（以下「相対取引」という。）
- (3) 前2号に掲げる物品以外のもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

(2) 条例第35条において準用する条例第12条の3第2項の認可 合併認可申請書

2 市長は、条例第35条において準用する条例第12条の3第1項又は第2項の認可をしたときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める通知書により当該認可に係る申請をした者に通知するものとする。

(1) 条例第35条において準用する条例第12条の3第1項の認可 事業譲渡・譲受認可通知書

(2) 条例第35条において準用する条例第12条の3第2項の認可 合併認可通知書

(関連事業者の業務の相続)

第30条の2 第19条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「条例第23条第1項」とあるのは「条例第35条において準用する条例第23条第1項」と、同条第1項第3号中「第17条第2項第2号、第7号及び第8号」とあるのは「第31条第2項第2号、第7号及び第8号」と読み替えるものとする。

第3章 売買取引、決済の方法等

第1節 法第13条第4項第1号に規定する業務の方法

(売買取引の方法等)

第31条 市長は、条例第38条第1項の売買取引の方法を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

2 条例第38条第3項の規則で定める特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少したとき。
- (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加したとき。
- (3) 災害が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとき。

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号に掲げる場合において、市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができる。

(1) 災害が発生したとき。

(2) 入荷が遅延したとき。

(3) 卸売の相手方が少数であるとき。

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。

(5) 卸売業者が仲卸業者又は買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をするとき。

(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給するときその他やむを得ない理由により通常の卸売の販売開始時刻以前に卸売をするとき。

(7) 条例第40条ただし書の規定により仲卸業者又は買受人以外の者に対して卸売をするとき。

3 卸売業者は、前項の規定により相対取引による卸売をしようとするときは、卸売方法変更承認申請書（様式第33号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品のうち、一定の割合に相当する部分を除く。）について、市長が特に必要があると認めて指示した場合は、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

5 市長は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに市場内に掲示するものとする。

（受託物品の即日販売）

第32条 卸売業者は、卸売の販売開始時刻までに受託物品をその当日に販売しなければならない。ただし、委託者の指示があるとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（決済の方法）

第32条 条例第39条に規定する決済の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 取引参加者は、市場における売買取引の決済を早期に行うよう努めなければならない。

(上場の順位)

第 33 条 受託物品の上場の順位は、市場到着の順序とする。ただし、受託契約約款に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、同一品目に属する受託物品と自己の計算による卸売の物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。

3 卸売業者は、前 2 項の規定にかかわらず、相当の理由があるときは上場順位を変更することができる。この場合において、卸売業者は、あらかじめ上場順位変更届出書(様式第 34 号)を市長に提出しなければならない。

(新設)

(上場の単位の決定及び変更)

(2) 卸売業者は、受託物品(出荷者から委託を受けて販売する物品をいう。以下同じ。)の卸売をしたときは、委託者(卸売業者に物品の販売を委託する出荷者をいう。以下同じ。)に対して契約書等(定型約款を定めた場合にあつては、定型約款を含む。以下同じ。)で定めた支払期日及び支払方法により、受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者が負担すべき費用を控除した金額を支払わなければならない。

(3) 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、当該出荷者と締結した契約書等で定めた支払期日及び支払方法により、代金を支払わなければならない。

(4) 卸売業者から卸売を受けた者は、当該卸売業者と締結した契約書等で定めた支払期日及び支払方法により、代金を支払わなければならない。

(5) 仲卸業者又は関連事業者から販売を受けた者は、当該仲卸業者又は当該関連事業者と締結した契約書等で定めた支払期日及び支払方法により、代金を支払わなければならない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、取引参加者は、相手方と締結した契約書等で定めた支払期日及び支払方法により、市場における売買取引の決済を行わなければならない。

2 市長は、前項各号の決済の方法を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(市長による売買取引の結果等の公表)

第 33 条 条例第 40 条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量並びに高値及び安値に区分した当該卸売の金額(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)

2 条例第 40 条の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第 2 節 法第 13 条第 4 項第 2 号に規定する遵守事項

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第34条 卸売業者は、物品の上場単位を決定しようとするとき、又は変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、上場単位決定（変更）承認申請書（様式第35号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、取引の適正かつ効率的な流通の確保を図るため必要があると認めるときは、卸売業者に対して上場単位の変更を命ずることができる。

（売買取引の方法）

第35条 卸売業者が行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、現品又は見本によって行うことが困難であるときは、銘柄によることができる。

（物品の下見）

第36条 卸売業者が行う卸売は、仲卸業者及び買受人に卸売をする物品の下見をさせた後でなければ開始することができない。ただし、銘柄による場合は、この限りでない。

第34条 条例第45条の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行わなければならない。

(1) 営業日及び営業時間（販売開始時刻及び販売終了時刻を含む。）

(2) 取扱品目

(3) 物品の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の物品の卸売に関し委託者又は卸売の相手方が負担する費用の種類、内容及びその金額

(5) 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 売買取引に関し、出荷者又は卸売の相手方に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合は、その種類、内容、交付の基準及び金額

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第35条 条例第46条第5項の事業報告書は、卸売業者事業報告書（様式第33号）とする。

2 条例第46条第6項の財務に関する情報として規則で定めるものは、貸借対照表及び損益計算書とする。

3 条例第46条第6項の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

4 条例第46条第6項の規則で定める正当な理由がある場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当該卸売業者に対して卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされたとき。

(2) 安定的な決済を確保する観点から、当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき、閲覧の申出がなされたとき。

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされたとき。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第36条 条例第47条の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する物品に関し、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行わなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(売買取引の単位)

第 37 条 卸売業者は、条例第 38 条ただし書の規定により重量以外の単位で取引しようとするときは、あらかじめ取引単位承認申請書（様式第 36 号）を市長に提出しなければならない。

(指値等のある受託物品)

第 38 条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件がある場合には、当該物品の受領後速やかに指値等条件付受託物品届出書（様式第 37 号）を市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する物品を卸売しようとするときは、その販売開始時刻前にその旨を当該物品に表示し、かつ、上場の際呼び上げなければならない。

3 卸売業者は、第 1 項の規定による届出並びに前項の規定による表示及び呼び上げを行わないで卸売を開始したときは、指値その他の条件をもって仲卸業者及び買受人に対抗することができない。

(指値等のある未卸売受託物品の措置)

第 39 条 卸売業者は、前条第 1 項に規定する物品で相当期間内に卸売をする

(2) その日の主要な品目の卸売の数量並びに高値及び安値に区分した当該卸売の金額

(3) その月の委託手数料の受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額

2 前項各号に掲げる事項の公表は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第 1 号に掲げる事項にあつては、その日の市長が別に定める時刻までに公表すること。

(2) 前項第 2 号に掲げる事項にあつては、卸売の終了後速やかに公表すること。

(3) 前項第 3 号に掲げる事項にあつては、翌月 10 日までに公表すること。

第 3 節 その他の事項

(受託物品の検査)

第 37 条 卸売業者は、条例第 50 条第 1 項に規定する検査を受けようとするときは、受託物品検査申請書（様式第 36 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する検査を当該申請をした卸売業者の立会の上行い、当該検査の終了後、当該申請をした卸売業者に対して受託物品検査証（様式第 37 号）を交付する。

(販売原票等)

第 38 条 条例第 51 条第 1 項の販売原票は、販売原票（様式第 38 号）とする。

2 条例第 51 条第 2 項の売渡票は、売渡票（様式第 39 号）とする。

(卸売業者による市長への報告)

第 39 条 条例第 52 条第 1 号に掲げる事項に係る報告は、卸売業者売買取引

ことができないものがあるときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、卸売業者が直ちに卸売をしなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、卸売条件変更承認申請書（様式第 38 号）により市長の承認を受け、その条件がなかったものとして当該物品の卸売をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

条件（変更）報告書（様式第 40 号）によるものとする。売買取引の条件を変更したときも、また、同様とする。

2 条例第 52 条第 2 号に掲げる事項に係る報告は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 第 36 条第 1 項第 1 号に掲げる事項にあつては、卸売予定数量等報告書（様式第 41 号）によりその日の市長が別に定める時刻までに報告すること。

(2) 第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる事項にあつては、主要品目卸売報告書（様式第 42 号）により卸売の終了後速やかに報告すること。

(3) その日の卸売の数量及び金額にあつては、卸売業者売上高等報告書（日報）（様式第 43 号）により卸売の終了後速やかに報告すること。

(4) 第 36 条第 1 項第 3 号に掲げる事項にあつては、卸売業者売上高等報告書（月報）（様式第 44 号）により翌月 10 日までに報告すること。

3 条例第 52 条第 3 号に掲げる事項に係る報告は、前項第 4 号に定めるところにより行わなければならない。

（仲卸業者の直荷引きによる仕入金額の報告）

第 39 条の 2 条例第 53 条第 3 項の規定による報告は、次条第 2 項に定めるところにより行うものとする。

（仲卸業者の事業報告書の提出等）

第 39 条の 3 条例第 54 条第 1 項（条例第 56 条において準用する場合を含む。）の事業報告書は、事業報告書（様式第 45 号）とする。

2 条例第 54 条第 2 項（条例第 56 条において準用する場合を含む。）の規定による報告は、月間売上高等報告書（様式第 46 号）により翌月 10 日までに行わなければならない。

（買受人による卸売業者以外の者からの買入れ）

第 39 条の 4 買受人は、条例第 55 条第 1 項ただし書の承認を受けようとするときは、卸売業者以外の者からの買入れ承認申請書（様式第 47 号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 55 条第 1 項ただし書に規定する承認は、次の各号に掲げる場合とする。

(せり売の方法)

第40条 せり売は、卸売をする物品の品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼びあげた後でなければ開始することができない。

2 せり落しは、せり人が申込みのあった価格のうち最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、呼び上げ回数は、状況に応じてこれを増減することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指値のある物品について、その最高申込価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 せり人は、最高価格をもって申込みをした者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり落とし人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちにそのせり落とし価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）及びせり落とし人の番号を呼び上げなければならない。

6 売買取引の呼び値は、金額で呼称しなければならない。

(1) 卸売業者が通常取引において買受人の取扱品目の部類に属する物品の卸売をしていないとき。

(2) 卸売業者が通常取引において買受人の取扱品目の部類に属する物品について、その買受人の需要を十分に満たすことができないとき。

(3) 買受人の承認に係る取扱品目の部類に属する物品について、通常取引における市場の卸売業者からの買入れでは、市場の卸売業者以外の者から買い入れる場合より、当該買受人にとって金額の面で著しく不利益となる時。

3 市長は、条例第55条第1項ただし書の承認をしたときは、卸売業者以外の者からの買入れ承認通知書（様式第48号）により当該承認に係る申請をした者に通知するものとする。

4 条例第55条第2項の規定による報告は、前条第2項に定めるところにより行うものとする。

(せり売の方法)

第40条 せり売は、卸売をする物品の品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後でなければ開始することができない。

2 せり落しは、せり人が申込みのあった価格のうち最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、呼び上げ回数は、状況に応じてこれを減ずることができる。

(削除)

3 せり人は、最高価格をもって申込みをした者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり落とし人を決定しなければならない。

4 せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちにそのせり落とし価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）及びせり落とし人の番号を呼び上げなければならない。

(削除)

(入札の方法)

第41条 入札は、卸売業者が卸売をする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後に、入札に参加する者が入札票(様式第39号)に番号、氏名、入札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)その他必要な事項を記載して行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 第1項に規定する入札については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(入札の無効)

第42条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者が確認し難いとき。
- (2) 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。
- (3) 同一人が同時に2通以上の入札票により入札したとき。
- (4) 入札に際し、不正又は不当な行為があったとき。
- (5) 条例又はこの規則若しくはこれらに基づく指示に違反したとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合には、開札のときに理由を明示して当該入札が無効である旨を知らせなければならない。

(異議の申立て)

第43条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定に異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項に規定する異議の申立てについて正当な理由があると認めるときは、卸売業者に対してせり直し又は再入札を命ずることができる。

(卸売の相手方の制限)

第44条 条例第40条ただし書に規定する規則で定める特別の理由がある場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市場における物品の入荷量が著しく多いか、又は入荷した物品が仲卸業者及び買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。

(入札の方法)

第41条 入札は、卸売業者が卸売をする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後に、入札に参加する者が入札票(様式第49号)に入札者の番号、氏名、入札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)その他必要な事項を記載して行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第42条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者が確認し難いとき。
- (2) 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。
- (3) 同一人が同時に2通以上の入札票により入札したとき。
- (4) 入札に際し、不正又は不当な行為があったとき。
- (5) 条例又はこの規則若しくはこれらに基づく指示に違反したとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合には、開札のときに理由を明示して当該入札が無効である旨を知らせなければならない。

(異議の申立て)

第43条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定に異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項に規定する異議の申立てについて正当な理由があると認めるときは、卸売業者に対してせり直し又は再入札を命ずることができる。

(物品の品質管理)

第44条 条例第57条の3の規定による物品の品質管理の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者は、卸売の業務に係る施設(以下この項において「施設」という。)ごとに取扱品目、設定温度及び物品の品質管理に係る責任者を定め、品質管理届出書(様式第58号の2)により市長に届け出るとともに、

(2) 仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後において残品を生じたとき。

(3) 他の卸売市場の物品の入荷事情等からみて、市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をするとき。

2 卸売業者は、条例第 40 条ただし書に規定する承認を受けようとするときは、卸売先変更承認申請書（様式第 40 号）を市長に提出しなければならない。

第 45 条 削除

（市場外の保管場所の指定）

第 46 条 卸売業者は、条例第 42 条第 1 号に規定する指定を受けようとするときは、市場外保管場所指定申請書（様式第 43 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 施設の規模及び構造を記載した図面

（市場外物品の卸売の承認）

第 46 条の 2 卸売業者は、条例第 42 条第 2 号に規定する承認を受けようとするときは、市場外物品卸売承認申請書（様式第 43 号の 2 ）に、仲卸業者又は買受人との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写

施設の分かりやすい場所に掲示しなければならない。ただし、温度管理を行わない施設については、設定温度を定めることを要しない。

(2) 卸売業者は、施設ごとに物品の品質管理に係る責任者が行う事項として次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 施設の温度管理に関すること。

イ 物品の鮮度管理その他の品質管理に関すること。

ウ 物品の検収に関すること。

エ 施設の清潔保持に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 仲卸業者及び関連事業者は、次の各号に掲げる事項を厳守し、物品の品質管理に努めなければならない。

(1) 店舗等の使用に係る施設（以下この項において「施設」という。）ごとに物品の品質管理に係る責任者を定め、品質管理責任者届出書（様式第 58 号の 3 ）により市長に届け出るとともに、施設の分かりやすい場所に掲示すること。

(2) 物品の適切な鮮度管理その他の品質管理を行うこと。

(3) 施設を清潔に保つこと。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、物品の品質管理の徹底を図ること。

第 45 条から第 60 条まで 削除

しを添えて市長に提出しなければならない。

(受託契約約款)

第 47 条 条例第 45 条第 1 項又は第 3 項に規定する承認を受けようとする卸売業者は、受託契約約款承認(変更承認)申請書(様式第 44 号)に当該受託契約約款を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第 45 条第 2 項に規定する規則で定める事項とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項
- (9) 委託手数料に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切りに関する事項
- (12) 条例第 40 条ただし書、第 47 条第 3 項又は第 69 条の規定に関する事項
- (13) その他重要な事項

(受託物品の検査)

第 48 条 卸売業者は、条例第 46 条第 2 項に規定する検査を受けようとするときは、受託物品検査申請書(様式第 45 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する検査を申請者立会のうえ行い、検査終了後、受託物品検査証(様式第 46 号)を当該申請者に交付するものとする。

(卸売物品の明示)

第 49 条 条例第 47 条第 1 項に規定する措置は、当該物品に仲卸業者又は買受人の名称又は番号による標識を施すものとする。

(買受物品の引取りを怠った場合)

第50条 条例第47条第3項に規定する買受物品の引取りを怠ったものと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 卸売業者が引渡し^{の準備}を完了し、買受人に引取りを請求したにもかかわらず、買受人が正当な理由なくこれを引き取らないとき。

(2) 買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

(保管の費用及び差額の支払)

第51条 条例第47条第3項に規定する保管の費用は、仲卸業者又は買受人がその物品を引き取るときに支払わなければならない。

2 条例第47条第4項に規定する差額は、卸売業者が他の者に卸売をした当日に、支払わなければならない。

(支払遅滞の報告)

第52条 卸売業者は、仲卸業者又は買受人が買受代金又は前条に規定する保管の費用若しくは差額の支払を怠ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

(支払猶予の特約)

第53条 卸売業者は、条例第48条第2項に規定する承認を受けようとするときは、支払猶予特約承認申請書(様式第47号)を市長に提出しなければならない。

(卸売代金の変更)

第54条 条例第49条ただし書に規定する検査員が正当な理由があると確認する場合とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 市場取引の経験から予見できない^{かし}瑕疵があり、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

(2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、又は選別を十分に行わなかったと認められるとき。

(3) 表示と内容が著しく相違しているとき。

(4) せり人の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

(5) その他市長が正当な理由があると認めるとき。

2 条例第 49 条ただし書に規定する確認を受けようとする卸売業者は、卸売物品異状確認申請書（様式第 48 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、卸売物品の異状を確認したときは、卸売物品異状確認証明書（様式第 49 号）を交付するものとする。

（販売原票等の作成）

第 55 条 条例第 51 条の 2 第 1 項に規定する販売原票は、販売原票（様式第 50 号）とする。

2 条例第 51 条の 2 第 2 項に規定する売渡票は、売渡票（様式第 51 号）とする。

（卸売予定数量等及び売上高の報告）

第 56 条 条例第 52 条第 1 項に規定する報告は、卸売予定数量等報告書（様式第 52 号）により販売開始時刻の 30 分前までに行わなければならない。

2 条例第 52 条第 2 項に規定する報告は、売上高報告書（様式第 53 号）により毎日卸売終了後速やかに行わなければならない。ただし、主要品目の卸売価格の報告は、主要品目卸売価格報告書（様式第 54 号）により卸売終了後直ちに行わなければならない。

3 条例第 52 条第 3 項に規定する報告は、月間売上高報告書（様式第 55 号）により翌月 10 日までに行わなければならない。

（委託手数料率の適用期間）

第 57 条 条例第 54 条の 2 第 1 項の規則で定める期間は、2 年とする。

（委託手数料率に係る取扱品目）

第 57 条の 2 条例第 54 条の 2 第 1 項の規則で定める取扱品目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 野菜及びその加工品

(2) 果実及びその加工品

(3) 生鮮水産物及びその加工品

(4) 花き及びその加工品

（委託手数料率の届出）

第 57 条の 3 条例第 54 条の 2 第 2 項（条例第 54 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、委託手数料率決定（変更）届出書

(様式第 55 号の 2) によるものとする。

(売買仕切書)

第 58 条 条例第 55 条第 1 項に規定する売買仕切書は、売買仕切書(様式第 56 号)とする。

(前渡し金等の承認)

第 59 条 卸売業者は、条例第 56 条に規定する承認を受けようとするときは、前渡し金等承認申請書(様式第 57 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合において、当該申請に係る売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認しないものとする。

(奨励金等の承認)

第 60 条 卸売業者は、条例第 57 条第 1 項又は第 2 項に規定する承認を受けようとするときは、出荷(完納)奨励金交付承認申請書(様式第 58 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する承認申請は、毎年 3 月 15 日までにその年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの分について行わなければならない。ただし、年度の中途において実施内容の変更等により承認申請の必要が生じたものについては、その都度行わなければならない。

3 市長は、第 1 項に規定する承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあり、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものでないと認めるときは、これを承認しないものとする。

4 市長は、第 1 項に規定する承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあり、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害を生ずるおそれがあると認めるときは、これを承認しないものとする。

第 3 章の 2 卸売の業務に係る物品の品質管理

(削除)

第 60 条の 2 卸売の業務に係る物品（以下この条において「物品」という。）の品質管理の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 卸売業者は、卸売の業務に係る施設（以下この項において「施設」という。）ごとに取扱品目、設定温度及び物品の品質管理に係る責任者を定め、品質管理届出書（様式第 58 号の 2）により市長に届け出るとともに、施設の分かりやすい場所に掲示しなければならない。ただし、温度管理を行わない施設については、設定温度を定めることを要しない。

(2) 卸売業者は、施設ごとに物品の品質管理に係る責任者が行う事項として次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 施設の温度管理に関すること。

イ 物品の品質の劣化を招く温度条件下での物品の品質管理に関すること。

ウ 物品の検収に関すること。

エ 施設の清潔保持に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 仲卸業者及び関連事業者は、次の各号に掲げる事項を厳守し、物品の品質管理に努めなければならない。

(1) 店舗等の使用に係る施設（以下この号及び第 4 号において「施設」という。）ごとに物品の品質管理に係る責任者を定め、品質管理責任者届出書（様式第 58 号の 3）により市長に届け出るとともに、施設の分かりやすい場所に掲示すること。

(2) 物品の品質の劣化を招く温度条件下に物品を長時間放置しないこと。

(3) 物品の適正な温度管理を行うこと。

(4) 施設を清潔に保つこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、物品の品質管理の徹底を図ること。

第 4 章 市場施設の使用

（市場施設の使用指定等）

第 61 条 条例第 58 条第 1 項に規定する指定又は同条第 2 項に規定する許可を受けようとする者は、市場施設使用指定（許可）申請書（様式第 59 号）

第 4 章 市場施設の使用

（市場施設の使用指定等）

第 61 条 条例第 58 条第 1 項に規定する指定又は同条第 2 項に規定する許可を受けようとする者は、市場施設使用指定（許可）申請書（様式第 59 号）

を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する指定又は許可をしたときは、市場施設使用指定（許可）書（様式第 60 号）を交付する。

（使用期間）

第 62 条 市場施設の使用期間は、3 年以内とし、これを更新することができる。

（用途及び原状変更）

第 63 条 条例第 59 条ただし書又は条例第 60 条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、市場施設用途（原状）変更承認申請書（様式第 61 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図
- (2) 工事見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（新設）

- 2 前項の規定により市場施設の原状変更の承認を受けた使用者は、工事等の完成後遅滞なくその旨を市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ使用してはならない。

（施設の返還）

第 64 条 条例第 61 条の規定により市場施設を返還しようとする者は、市場施設返還届出書（様式第 62 号）を市長に提出しなければならない。

第 65 条 削除

（使用料及び使用面積の計算）

第 66 条 条例第 64 条第 1 項に規定する使用料のうち、月額をもって定められているものについて使用期間が 1 月に満たないときは、日割計算による。この場合における日割計算の方法は、月額料金を 30 で除した額にその月における使用日数を乗じ、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 施設使用面積の算定に当っては、使用面積が 1 平方メートルに満たない

を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する指定又は許可をしたときは、市場施設使用指定（許可）書（様式第 60 号）を交付する。

（使用期間）

第 62 条 市場施設の使用期間は、3 年以内とし、これを更新することができる。

（用途又は原状の変更）

第 63 条 条例第 59 条ただし書又は条例第 60 条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、市場施設用途（原状）変更承認申請書（様式第 61 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書及び仕様書
- (2) 工事見積書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、条例第 59 条ただし書又は条例第 60 条ただし書の承認をしたときは、市場施設用途（原状）変更承認通知書（様式第 61 号の 2）により当該承認に係る申請をした者に通知する。

- 3 前項の規定により市場施設の原状変更の承認を受けた使用者は、工事等の完成後遅滞なくその旨を市長に届け出て、その検査を受けた後でなければこれを使用することができない。

（施設の返還）

第 64 条 条例第 61 条の規定により市場施設を返還しようとする者は、市場施設返還届出書（様式第 62 号）を市長に提出しなければならない。

第 65 条 削除

（使用料及び使用面積の計算）

第 66 条 条例第 64 条第 1 項に規定する使用料のうち、月額をもって定められているものについて使用期間が 1 月に満たないときは、日割計算による。この場合における日割計算の方法は、月額料金をその月の日数で除した額にその月における使用日数を乗じ、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 施設使用面積の算定に当っては、使用面積が 1 平方メートルに満たない

とき、又は平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げて計算する。

3 条例第64条第2項に規定する費用の計算は、計器による。ただし、計器によりがたいときは、市長の定める算定方法による。

(使用料の納付期限)

第67条 条例第64条第2項に規定する使用者が負担する費用(電話及びガスの費用を除く。)は、当月分を翌月25日までに納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する納付期限を変更することができる。

(使用料の減免)

第68条 条例第65条に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第63号)を市長に提出しなければならない。

(新設)

第5章 雑則

第69条 削除

(身分を示す証明書)

第70条 条例第66条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第64号)とする。

(卸売業者に事故あるときの報告)

第71条 条例第69条第1項に規定する報告は、卸売未了物品報告書(様式第65号)により行うものとする。

(入場の禁止等)

とき、又は平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げて計算する。

3 条例第64条第2項に規定する費用の計算は、計器による。ただし、計器によりがたいときは、市長の定める算定方法による。

(使用料の納付期限)

第67条 条例第64条第1項に規定する使用料の納付期限は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例別表区分1に掲げる使用料 翌月25日

(2) 条例別表区分2及び区分4に掲げる使用料 毎月25日

(3) 条例別表区分3に掲げる使用料 納入通知書に記載する日

(4) 条例第64条第2項に規定する使用者が負担する費用(電話及びガスの費用を除く。) 翌月25日

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項各号に規定する納付期限を変更することができる。

(使用料の減免)

第68条 条例第65条に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市場施設使用料減免申請書(様式第64号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第65条の規定による使用料の減額又は免除の決定をしたときは、市場施設使用料減免決定通知書(様式第63号の2)により当該決定に係る申請をした者に通知する。

第5章 雑則

第69条 削除

(身分を示す証明書)

第70条 条例第66条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第64号)とする。

(卸売業者に事故あるときの報告)

第71条 条例第69条第1項に規定する報告は、卸売未了物品報告書(様式第65号)により行うものとする。

(入場の禁止等)

第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してその入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 市場業務に支障を及ぼす行為を行った者又は行うおそれがあると認められる者
- (2) 危険物又はごみその他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

第73条 削除

(揭示事項)

第74条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市場内にこれを揭示するものとする。

- (1) 条例第5条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことを定めたとき。
- (2) 条例第6条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき。
- (3) 第4条第1項ただし書の規定により販売開始時刻を変更したとき。
- (4) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を廃止したとき。
- (5) 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の臨時休業を承認したとき。
- (6) 条例第13条第2項の規定によりせり人の登録をしたとき、又は条例第14条第1項の規定によりその登録の更新をしたとき、若しくは条例第15条の規定によりその登録を取り消したとき。
- (7) 仲卸業者又は関連事業者の業務を許可したとき、又はその業務を停止したとき、若しくはその許可を取り消したとき。
- (8) 買受人を承認したとき、又はその承認を取り消したとき。
- (9) 仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は仲卸業者たる法人の合併を認可したとき。
- (10) 仲卸業務又は関連事業の業務の相続を認可したとき。

第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してその入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 市場の業務に支障を及ぼす行為を行った者又は行うおそれがあると認められる者
- (2) 危険物、衛生上有害な物品又は廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

第73条 削除

(市長による公表事項)

第74条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 条例第5条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことを定めたとき。
 - (2) 条例第6条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき。
 - (3) 条例第7条の2第1項、第17条第1項若しくは第31条第1項の許可をしたとき、又はその許可を取り消したとき。
 - (4) 条例第12条の3第1項若しくは第2項(条例第24条及び第35条において準用する場合を含む。)又は第23条第1項(条例第35条において準用する場合を含む。)の認可をしたとき。
 - (5) 条例第12条の4(条例第24条、第29条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定による届出があったとき。
 - (6) 条例第13条第1項の規定によりせり人の登録をしたとき、又は条例第14条第1項の規定によりその登録の更新をしたとき、若しくは条例第15条の規定によりその登録を取り消したとき。
 - (7) 条例第26条第1項の承認を行ったとき、又はその承認を取り消したとき。
 - (8) 条例第57条第2項の規定により売買の差止めを命じたとき。
 - (9) 条例第57条の2第2項の規定により衛生上有害な物品の売買の差止め又は撤去を命じたとき。
- (削除)

(11) 条例第 50 条第 2 項の規定により売買を差し止めたとき。

(12) 条例第 51 条第 3 項の規定により衛生上有害な物品の売買の差止め又は撤去を命じられたとき。

(13) 条例第 68 条の規定により処分を命じたとき。

(14) 市場に関する法令又は条例若しくは条例に基づく規則等に改廃があったとき。

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示する必要があると認めるとき。
(補則)

第 75 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(削除)

(削除)

(10) 条例第 68 条の規定により処分を命じたとき。

(11) 市場に関する法令又は条例若しくは条例に基づく規則等に改廃があったとき。

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示する必要があると認めるとき。
(補則)

第 75 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。